

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則

令和6年12月10日

規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例（令和5年条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業区域)

第2条 条例第2条第6号イに規定する次の各号に掲げる区域とは、当該各号に定める区域をいう。

- (1) 物理的形状によって一体と認められる区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地（以下「事業用地」という。）と隣接する一団の土地又は里道、農業用水路その他の法定外公共物（実質的にその機能を喪失していると認められるものに限る。）を挟んで隣接する一団の土地
- (2) 所有者の形態によって一体と認められる区域 事業用地と隣接する一団の土地であって、事業用地又は太陽光発電設備の所有者と同一の者が所有する太陽光発電設備等が設置されるもの
- (3) 事業者の形態によって一体と認められる区域 事業用地と隣接する一団の土地であって、事業用地に係る設置事業者又は発電事業者と同一の者が設置事業又は発電事業を行うもの

(事前申請)

第3条 申請予定者は、条例第8条第1項の規定による届出をしようとするときは、設置事業事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図
- (5) 事業区域の区域図
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図及び断面図
- (9) 雨水排水浸透計算書
- (10) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- (11) 太陽光発電設備の構造図
- (12) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (13) 現況写真
- (14) 発電事業者及び設置事業者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (15) 当該事業に係る関係法令等の一覧
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 発電した電力の用途
- (3) 事業区域に土砂災害警戒区域又は山地災害危険地区が含まれる場合にあっては、近隣の指定避難所及び当該指定避難所への避難経路

3 条例第8条第3項の規定による届出を受理した旨の通知は、設置事業事前申請受理通知書（様式第2号）によるものとする。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第4条 条例第9条第1項の規定による掲示は、太陽光発電設備設置事業計画に係る掲示（様式第3号）によるものとする。

2 申請予定者は、前項の掲示をしたときは、条例第9条第2項の規定により開催しようとする説明会に係る日時、場所その他必要な事項を記載した説明会開催通知書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 申請予定者は、条例第9条第2項の説明会において、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業計画の内容
- (2) 防災、雨水処理並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項
- (3) 工事に伴う騒音、振動及び雨水への対策に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項
- (5) 太陽光発電設備廃止後の処理方法に関する事項
- (6) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (7) 住民から出された意見への対応

4 条例第9条第5項の回答の内容を記載した書面は、意見に対する回答報告書（様式第5号）によるものとする。

5 条例第9条第6項の結果を記載した書面は、協議報告書（様式第6号）によるものとする。

6 条例第9条第7項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（設置事業の許可）

第5条 設置事業者は、条例第13条第1項の規定による申請を行うときは、設置事業許可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図

- (5) 事業区域の区域図
- (6) 土地求積図
- (7) 現況図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 造成計画平面図及び断面図
- (10) 排水計画平面図及び断面図
- (11) 雨水排水浸透計算書
- (12) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- (13) 太陽光発電設備の構造図
- (14) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (15) 現況写真
- (16) 工事工程表
- (17) 維持管理に係る計画書（様式第8号）
- (18) 撤去処理に係る計画書（様式第9号）
- (19) 設置事業者と工事施工者との間で締結した契約書の写し又は工事施工予定者が作成した当該事業に係る見積書
- (20) 発電事業者及び設置事業者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (21) 当該事業に係る関係法令等の一覧
- (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第13条第1項の許可をするときは、申請者に対し設置事業許可通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 条例第13条第3項第17号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 発電した電力の用途
- (3) 事業区域に土砂災害警戒区域又は山地災害危険地区が含まれる場合にあっては、近隣の指定避難所及び当該指定避難所への避難経路
（設置許可の基準）

第6条 条例第14条第1項第2号の自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、設置事業を実施する上で必要最小限であること。
- (2) 国内希少野生動植物種その他の重要な野生動植物の生息又は生育に対し、重大な支障を生じることのないよう配慮していること。

- 2 条例第14条第1項第3号の景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準は、松本市景観計画デザインガイドラインに定める景観区域又は類型地における景観形成基準とする。
- 3 条例第14条第1項第4号の造成を行う場合に適合していなければならない基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について調査の上、設計されたものであること。
 - (2) 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他地盤の形質変更に伴う災害を防止するため、事業区域内において地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な次に掲げる措置等を講じること。
 - ア 事業区域外における地盤の隆起を防止するための土の置換え、水抜きその他の措置
 - イ 造成によって崖が生じる場合にあっては、特別の事情がない限り、当該崖の上端へ続く地盤面への当該崖の反対方向に向かって雨水その他の地表水を流すための勾配を付すこと。
 - ウ 切土をした後の地盤に滑り易い土質の層があるときは、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置
 - エ 盛土をする場合にあっては、盛土しようとする層の全高をおおむね30センチメートル以下の厚さの層に分割し、分割した一の層の土を盛るごとにローラーその他これに類する建設機械により締め固めること及び必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
 - オ 15パーセント以上の傾斜を有する土地において2メートルを超える盛土をする場合にあっては、当該土地の地盤と盛土とが接する面への段切りその他の措置
 - カ 切土又は盛土をする場合において地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、事業区域内の地下水を有効かつ適切に排出することが可能な排水施設の設置
 - (3) 造成計画に当たっては、事業区域内及びその周辺における切盛土量の均衡を取るよう計画すること。
- 4 条例第14条第1項第5号の雨水排水施設等が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域の規模及び地形、発電設備の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。
 - (2) 事業区域内の雨水の全量を、事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合においては、既設の水路へ接続できるものであること。
 - (3) 別表第1に規定する5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画排水量を有効に排出することが可能となるよう計画されたものであること。
 - (4) 1ヘクタール以上の敷地において雨水流出の変化が予想される場合においては、防災調整池その他の流出抑制措置を講じること。
- 5 条例第14条第1項第6号の崖面の保護が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。

(1) 切土をした土地にあっては高さ2メートルを超える崖、盛土をした土地にあっては高さ1メートルを超える崖、切土及び盛土をした土地にあっては高さ2メートルを超える崖が生じる場合においては、当該崖を擁壁で覆うこと。ただし、切土をした土地に生じる崖又は崖の部分のうち、次に掲げるものの一に該当する崖面については、この限りでない。

ア 当該崖の土質が別表第2左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた勾配が同表中欄の角度以下のもの

イ 当該崖の土質が別表第2左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のものであって、当該崖の上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、別表第2に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、別表第2に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(2) 前号の規定は、小段等により上下に分離された崖がある場合における下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度を超える角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとみなし適用する。

(3) 第1号の規定は、土質試験等に基づく地盤の安定計算により崖の安全を保つための擁壁の設置が不要であることを確認した場合、又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講じられた場合は、適用しない。

(4) 造成によって生じる崖の崖面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により風化その他の侵食に対し保護すること。

6 条例第14条第1項第7号の道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に接する建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員を道路の中心線から片側2メートル以上ずつ確保すること（崖地、河川等により道路の中心線から片側2メートルの幅員を確保できない場合は、当該崖地等の道路の側の境界線から4メートル以上の道路幅員を確保すること。）。

(2) 車両の通行に支障がない措置が講じられていること。

(3) 大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

7 条例第14条第1項第8号の太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が適合していなければならない基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の近隣に建築物、公園、道路等（以下「建築物等」という。）がある場合は、設置施設により反射される太陽光が建築物等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。

(2) 建設機械及び工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。

(3) 近隣区域内に家屋がある場合は、太陽光発電設備及び発電事業に必要な附帯設備から生じる低周

波音を防止するための措置が講じられていること。

(4) 太陽光発電設備を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。

(5) 太陽光発電設備及びその附帯設備における発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制が整えられていること。

(6) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える影響が最小限となるものであること。

(7) 太陽光発電設備及びその附帯設備が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

8 条例第14条第1項第11号に規定する回答を適切に行っていることとは、設置事業者が条例第9条第4項に規定する回答をするに当たり、事業計画における事実及び対応の陳述にとどまらず、意見の趣旨を確認した上で、意見を有する住民等が理解できるようシミュレーション等を用いて分かりやすく説明するよう努めていることをいう。

9 条例第14条第1項第11号に規定する協議を適切に行っていることとは、設置事業者が策定しようとする条例第13条第1項の事業計画に条例第9条第5項の規定による協議の結果を反映していることをいう。

（変更の許可）

第7条 条例第15条第1項の設置許可の内容の変更は、事業計画変更許可申請書（様式第11号）によるものとする。

2 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更

(2) 条例第13条の許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

3 条例第15条第3項の規定による届出は、軽微な変更届（様式第12号）によるものとする。

（標識の設置）

第8条 条例第16条の規則で定める標識は、標識（様式第13号）によるものとする。

（着手の届出）

第9条 条例第18条の規定による届出を行うときは、設置事業着手届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 発電事業者が当該発電事業を実施することを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了の届出）

第10条 条例第19条の規定による届出は、設置事業完了届（様式第15号）によるものとする。

（定期報告）

第 1 1 条 条例第 2 1 条の規定による報告は、定期報告書（様式第 1 6 号）によるものとする。

（事故等の報告）

第 1 2 条 条例第 2 2 条の規定による報告は、事故等の報告書（様式第 1 7 号）によるものとする。

（廃止の届出）

第 1 3 条 条例第 2 3 条の規定による届出は、設置事業廃止届（様式第 1 8 号）によるものとする。

（発電事業及び許可事業の承継）

第 1 4 条 条例第 2 4 条の規定による届出は、事業承継届（様式第 1 9 号）によるものとする。

（電子申請）

第 1 5 条 許可事業者及び発電事業者並びに発電事業者又は許可事業者からその地位を承継した者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で条例第 2 1 条の規定による報告を行うときは、書面に代えて、当該書面に掲げる情報を電磁的記録により市長に提出することができる。

（補則）

第 1 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 6 年 3 月 6 日告示規則第 2 3 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 2 月 1 0 日告示規則第 1 0 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の事前申請に係るものから適用し、同日前の事前申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の規定による様式とみなす。

別表第 1（第 6 条関係）

想定される降雨強度値

確率年	5 年に 1 回	3 0 年に 1 回	5 0 年に 1 回
下記以外の地区	$916.5 / (t^{0.78} + 8.22)$	$2,277.9 / (t^{0.89} + 15.76)$	$2,725.3 / (t^{0.91} + 17.61)$
安曇・奈川地区	$358.3 / (t^{0.56} + 0.69)$	$305.7 / (t^{0.46} + 0.36)$	$352.5 / (t^{0.47} + 0.52)$

備考

1 t は、降雨継続時間とする。

2 降雨強度は 5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとする。ただし、事業区域の面積が 1 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満の場合は 3 0 年に 1 回の確率で想定され

る降雨強度以上の値を、10ヘクタール以上の場合は50年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとする。

別表第2（第6条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度